

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話または窓口等でお申し込み下さい。面談後、契約を取り交わします。契約の締結後、訪問看護員（看護師）は主治医から交付された指示書及び利用者やご家族の意向を踏まえて訪問看護計画書を作成します。訪問看護計画の内容に同意を頂きましたら、計画に基づいてサービスを開始します。

(2) サービスの終了

- 1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合は、電話もしくは訪問時にお申し出ください。
- 2) 自動終了する場合は、利用者が入院・施設入所・お亡くなりになった場合です。

7. サービスの内容に関する相談・苦情窓口

利用者またはそのご家族から、相談又は苦情に対応する常設の窓口は以下の通りです。

福岡県国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口	福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課（介護サービス担当窓口）
電話・FAX	☎ 092-642-7859 Fax 092-642-7856
住 所	福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

福岡市区役所

苦情相談窓口	福岡市 福祉局 高齢社会部 介護保険課
電話・FAX	☎ 092-733-5452 Fax 092-726-3328
住 所	福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

若久病院訪問看護ステーション わかひさ

苦情処理担当者	管理者 石田 茂祐
電話・FAX	☎・Fax 092-553-7377
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

8. 個人情報の保護と秘密の保持

業務上知り得た利用者及びご家族に関する個人情報・プライバシーについては、細心の注意を払い取り扱います。

9. 緊急時の対応方法

訪問看護中に緊急事態等が生じた場合、不在が続き安否確認が必要な場合は、緊急連絡先や関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じます。